

【写】

令和4年11月1日

石川地方最低賃金審議会
会長 高見 俊也 殿

石川地方最低賃金審議会
石川県電子部品・デバイス・電子回路、民
生用電気機械器具、電子応用装置、情報通
信機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 木村 弘

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、
電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金
の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年8月30日、石川地方最低賃金審議会において付託された
標記のことについて、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、労使双方が合意し、
別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

(公益代表委員)

栗田 真人

木村 弘

高見 俊也

(労働者代表委員)

上岡 純一

徳本 喜彰

宮永 貴之

(使用者代表委員)

岩田 誠

江本 茂人

橋本 政人

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、
電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

石川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

電子部品・デバイス・電子回路製造業

民生用電気機械器具製造業

電子応用装置製造業

情報通信機械器具製造業

又は に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が から までに
掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用主に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

18歳未満又は65歳以上の者

雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を
用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰めの業務(これらの業
務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 923円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日
令和4年12月31日